

塩谷町告示第 31 号

塩谷町課設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町課設置条例の一部を改正する条例

令和6年3月22日

条例第2号

塩谷町課設置条例(昭和49年塩谷町条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、 塩谷町に次の課を置く。 総務課 <u>庁舎建設準備室</u> 企画調整課 税務課 住民課 くらし安全課 健康生活課 福祉課 産業振興課 建設水道課</p> <p>第2条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、 塩谷町に次の課を置く。 総務課 <u>管理課</u> 企画調整課 税務課 住民課 くらし安全課 健康生活課 福祉課 産業振興課 建設水道課</p> <p>第2条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>

総務課

- 1 町の一般行政に関する事。
- 2 職員の人事及び給与に関する事。
- 3 条例、規則等に関する事。
- 4 文書管理に関する事。
- 5 議会に関する事。
- 6 選挙に関する事。
- 7 教育等の総合的な施策の大綱及び総合教育会議に関する事。
- 8 秘書に関する事。
- 9 広報及び広聴に関する事。
- 10 統計に関する事。
- 11 業者選考、入札及び検査に関する事。
- 12 財産及び公の施設に関する事。
- 13 町有物品の維持管理に関する事。
- 14 地籍調査に関する事。
- 15 他課の所管に属さない事。

庁舎建設準備室

- 1 庁舎建設に関する事。
- 2 庁舎建設に係る関係機関との連絡調整に関する事。

総務課

- 1 町の一般行政に関する事。
- 2 職員の人事及び給与に関する事。
- 3 条例、規則等に関する事。
- 4 文書管理に関する事。
- 5 議会に関する事。
- 6 選挙に関する事。
- 7 教育等の総合的な施策の大綱及び総合教育会議に関する事。
- 8 秘書に関する事。

- 9 他課の所管に属さない事。

管理課

- 1 公共施設等総合管理計画に関する事。
- 2 業者選考、入札及び検査に関する事。
- 3 財産及び公の施設に関する事。

企画調整課

- 1 町行政の総合的企画及び調整に関する事。
- 2 行政事務の合理化に関する事。
- 3 国際交流に関する事。
- 4 土地利用計画に関する事。
- 5 地域開発に関する事。
- 6 移住定住促進に関する事。
- 7 情報管理に関する事。
- 8 予算その他財務に関する事。

税務課

- 1 町税等の賦課に関する事。
- 2 町税等の徴収に関する事。

住民課

- 1 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- 2 国民年金に関する事。
- 3 国民健康保険に関する事。

4 町有物品の維持管理に関する事。

5 地籍調査に関する事。

企画調整課

- 1 町行政の総合的企画及び調整に関する事。
- 2 行政事務の合理化に関する事。
- 3 国際交流に関する事。
- 4 土地利用計画に関する事。
- 5 地域開発に関する事。
- 6 移住定住促進に関する事。
- 7 情報管理に関する事。
- 8 予算その他財務に関する事。

9 広報及び広聴に関する事。

10 統計に関する事。

税務課

- 1 町税等の賦課に関する事。
- 2 町税等の徴収に関する事。

住民課

- 1 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- 2 国民年金に関する事。
- 3 国民健康保険に関する事。

- 4 老人保健医療に関する事。
- 5 後期高齢者医療に関する事。

くらし安全課

- 1 消防及び防災に関する事。
- 2 交通安全及び防犯に関する事。
- 3 生活環境の保全に関する事。
- 4 公害に関する事。
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する事。

健康生活課

- 1 健康増進に関する事。
- 2 母子保健に関する事。
- 3 子育て支援に関する事。
- 4 認定こども園及び保育園に関する事。

福祉課

- 1 介護保険に関する事。
- 2 高齢福祉に関する事。
- 3 障害福祉に関する事。

産業振興課

- 1 農業に関する事。
- 2 農村環境の整備に関する事。

- 4 老人保健医療に関する事。
- 5 後期高齢者医療に関する事。

くらし安全課

- 1 消防及び防災に関する事。
- 2 交通安全及び防犯に関する事。
- 3 生活環境の保全に関する事。
- 4 公害に関する事。
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する事。

健康生活課

- 1 健康増進に関する事。
- 2 母子保健に関する事。
- 3 子育て支援に関する事。
- 4 認定こども園及び保育園に関する事。

福祉課

- 1 介護保険に関する事。
- 2 高齢福祉に関する事。
- 3 障害福祉に関する事。

産業振興課

- 1 農業に関する事。
- 2 農村環境の整備に関する事。

- 3 土地改良に関する事。
- 4 商業、工業及び労働に関する事。
- 5 観光に関する事。
- 6 林業に関する事。

建設水道課

- 1 道路、河川及び橋りょうに関する事。
- 2 建築に関する事。
- 3 町営住宅に関する事。
- 4 都市計画に関する事。
- 5 水道事業に関する事。

- 3 土地改良に関する事。
- 4 商業、工業及び労働に関する事。
- 5 観光に関する事。
- 6 林業に関する事。

建設水道課

- 1 道路、河川及び橋りょうに関する事。
- 2 建築に関する事。
- 3 町営住宅に関する事。
- 4 都市計画に関する事。
- 5 水道事業に関する事。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。